

## 第 4 2 回ユネスコ世界遺産委員会について（概要）

平成 3 0 年 7 月 1 9 日  
文化庁記念物課世界文化遺産室

### 1. 開催概要

期間：2 0 1 8 年 6 月 2 4 日～7 月 4 日  
場所：バーレーン王国 マナーマ

### 2. 主な審議結果

#### (1) 世界遺産一覧表への記載に係る審査

推薦書提出資産 3 3 件のうち 5 件の取り下げがあった（事前取り下げ 2 件、直前取り下げ 3 件）。そのため 2 8 件（うち 1 件は拡張申請） について審議され、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を含む 1 9 件（文化遺産 1 3 件、複合遺産 3 件、自然遺産 3 件） を新たに記載することが決定された。

この結果、世界遺産は総計 1 0 9 2 件（文化遺産 8 4 5 件、複合遺産 3 8 件、自然遺産 2 0 9 件） となった。【参考 1、2 参照】

※直前取下げには、我が国から世界自然遺産として推薦を行った「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を含む。

※ 我が国から世界文化遺産として推薦を行った「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、ユニークで傑出した歴史を語る遺産であるとして各国から記載を強く支持されるとともに、イコモスと締約国との優れた協力は他国の手本となる良い取組例と高く評価された。併せて、適切な収容力及び望ましい観光の管理についての検討など、追加的に勧告された。【参考 3～5 参照】

※ 「第一次世界大戦の墓地等（西部戦線）」（ベルギー/フランス、文化）は、今後、最近の紛争に関わる遺産の評価の在り方について専門家会合を開催して議論を行った上で、改めて世界遺産委員会で審査を行うこととされた。

#### (2) 資産の保全状況に係る審査

今回の委員会では、1 3 8 件（うち 3 8 件は危機遺産） が保全状況審査の対象となった。

この中で議論された内容としては、全般的な管理体制・法的保護の不備の他、①武力衝突に関わるもの（例：イラク・シリア・リビアの危機遺産）、②鉄道建設等のインフラ整備に関わるもの（例：「ラホール城塞とシャーリマール庭園」（パキスタン）、「ストーン・ヘンジ」（英国））、③自然災害に関わるもの（「カトマンズの谷」（ネパール））等が挙げられる。

※ 我が国の世界文化遺産としては「ル・コルビュジエの建築作品」と「明治日本の産業革命遺産」が審査対象であった。このうち「ル・コルビュジエの建築

作品」については、複数国にまたがる一連の構成資産が形成するOUVへの影響を考慮した遺産影響評価の実施等を求め、課題への取組状況や保全状態の更新内容について、2021年の第45回世界遺産委員会における審議のために、報告書を提出するよう求める決議が採択された。また、「明治日本の産業革命遺産」においては、端島に関する詳細な事業計画について評価しつつ、さらなる調査や具体的なアクションプランの検討を要請し、資産全体の来訪者管理戦略やインタープリテーションの検討内容について、2020年の第44回世界遺産委員会での審議のために報告書を提出するよう要請する決議が採択された。

### (3) 危機遺産一覧表の更新

世界遺産一覧表記載に係る審査及び保全状況に係る審査における審議の結果、1件の資産が新たに危機遺産一覧表に追加され、1件の資産が解除された。この結果、危機遺産は54件（文化遺産38件、自然遺産16件）となった。

※危機遺産一覧表に追加された資産（1件） <資産名称は仮訳>

- ・トゥルカナ湖国立公園群（ケニア、自然）

※危機遺産一覧表から解除された資産（1件） <資産名称は仮訳>

- ・ベリーズ・バリア・リーフ自然保護区（ベリーズ、自然）

### (4) アップストリーム・プロセス

前回の世界遺産委員会において、年間10件を上限に締約国からの申請を受け付け、10件以上の申請があった場合は、途上国及び『作業指針』パラグラフ61項に規定される審査の優先順位に沿って採択することを試行的に2018年から2年間実施することが決定されていた。最初の申請期限であった2018年3月末までに16件の申請があり、現在、申請内容について諮問機関が検討を行っていることが報告された。また、既に10件以上の申請があったことから、次回の申請期限を2019年3月末とすることが決定された。

### (5) 第3期定期報告の開始

定期報告を行う年の9月に締約国が質問票へアクセスできるようにし、翌年7月に報告が提出できるようにすることが確認された。

なお、2018年から2019年にかけてはアラブ地域が定期報告を行うこととなっている。

### (6) 推薦及び審査の在り方にかかる議論

情報照会の手続き及びその適用についての見直し、又は最近の紛争に関わる遺産の評価の在り方についてなど、推薦及び審査の在り方にかかる議論を継続して行うことが決定された。また、世界遺産基金の持続性の観点で、審査料の導入を含む推薦案件の評価にかかる費用分担方策について、2019年の第22回締約国総会における審議を念頭に、引き続き検討を続けることが決定された。

### (7) 第43回世界遺産委員会について

第43回世界遺産委員会は2019年にバクー（アゼルバイジャン）で開催予定。会期は6月30日～7月10日。

第42回ユネスコ世界遺産委員会(2017年:バーレーン)における  
新規推薦及び拡張申請に係る勧告及び審議結果【8B】

参考1

NO.	国名	遺産名(仮訳)	種別	勧告	決議	備考(過去の審議結果等)
1	ケニア共和国	Thimlich Ohinga Archaeological Site ティムリカ・オヒンガの考古遺跡	文化	I	I	2015情報照会
2	オマーン国	Ancient City of Galhat 古代都市カルハット	文化	R	I	
3	サウジアラビア王国	Al-Ahsa Oasis, an Evolving Cultural Landscape アハサー地方のオアシス、進化する文化的景観	文化	N	I	
4	アラブ首長国連邦	Khor Dubai, a Traditional Merchants' Harbour ホール・ドバイ(ドバイ・クリーク)、伝統的商人の港	文化	N		2017情報照会
5	中華人民共和国	Historic Monuments and Sites of Ancient Quanzhou (Zayton) 古代泉州市(「ザイトン」)の歴史的記念物・遺跡	文化	N	R	
6	インド	Victorian Gothic and Art Deco Ensembles of Mumbai ムンバイのヴィクトリアゴシック様式、アール・デコ様 式建築物	文化	I	I	
7	インドネシア共和国	Age of Trade: Old Town of Jakarta (formerly Old Batavia) and 4 Outlying Islands (Onrust, Kelor, Cipir and Bidadari) 貿易時代: ジャカルタ旧市街(旧バタヴィア)と4つの 離島(オンラスト島、ケロル島、チビル島、ビダダリ)	文化	N		
8	イラン・イスラム共和国	Sassanid Archaeological Landscape of Fars Region ファールス地域のササン朝考古景観	文化	D	I	
9	日本	Hidden Christian Sites in the Nagasaki Region 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	文化	I	I	
10	大韓民国	Sansa, Buddhist Mountain Monasteries in Korea 山寺、韓国の山岳仏教僧院群	文化	I	I	
11	ベルギー王国/ フランス共和国	Funeral and memorial sites of the First World War (Western Front) 第一次世界大戦の墓地等(西部戦線)	文化	審議延期	審議中断	
12	ベルギー王国/ オランダ王国	Colonies of Benevolence 慈悲の居留地	文化	D	R	
13	チェコ共和国	Zatec - the Town of Hops ジャテツェーホップの街	文化	D	D	
14	デンマーク王国	Aasivissuit - Nipisat. Inuit Hunting Ground between Ice and Sea アシヴィスイットーニピサット、氷と海の間のイヌイト の狩場	文化	I	I	
15	フランス共和国	Historic Urban Ensemble of Nîmes ニーム、古代から現代まで	文化	D	D	
16	ドイツ連邦共和国	Archaeological Border Landscape of Hedeby and the Danevirke ヘーゼビュエとダーネヴィアケの考古ボーダー景観	文化	I	I	2015年記載延期→単独推薦
17	イタリア共和国	Ivrea, Industrial City of the 20th Century イヴレア、20世紀工業都市	文化	R	I	
18	イタリア共和国	Le Colline del Prosecco di Conegliano a Valdobbiadene プロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッビアデーネ の丘	文化	N	R	
19	ルーマニア	Roşia Montană Mining Landscape ロシア・モンタナ鉱山景観	文化	I	R	危機遺産ではなく情報照会に
20	スペイン王国	Caliphate City of Medina Azahara カリフ都市、ザフラー宮殿	文化	I	I	
21	トルコ共和国	Göbekli Tepe ギョベクリ・テペ	文化	I	I	危機遺産にはならず
22	ドイツ連邦共和国	Naumburg Cathedral ナウムブルク大聖堂	文化	N	I	2017年情報照会
23	カナダ	Pimachiowin Aki ピマチョウウィンアキ	複合	I	I	2016年情報照会
24	コロンビア共和国	Chiribiquete National Park - "The Maloca of the Jaguar" チリビケテ国立公園-ジャガーの「マロカ」	複合	I	I	
25	メキシコ合衆国	Tehuacán-Cuicatlan Valley: originary habitat of Mesoamerica テワカン-クイカタン渓谷: メソアメリカ文化発祥の 地	複合	D/I	I	2017年情報照会
26	南アフリカ	Barberton Makhonjwa Mountains バーバートン・マコンジュワ山脈	自然	R	I	
27	中華人民共和国	Fanjingshan 梵浄山	自然	R	I	
28	イラン・イスラム共和国	Arasbaran Protected Area アラスバラン保護地域	自然	N	D	
29	日本	Amami-Oshima Island, Tokunoshima Island, the northern part of Okinoshima Island, and Iriomote Island 奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島	自然	D		
30	ロシア連邦	Bikin River Valley ビキン川渓谷【拡張】	自然	R	OK	
31	フランス共和国	Chaîne des Puys - Limagne fault tectonic arena ピュイ山地とリマーニュ断層	自然	I	I	
32	カナダ	Tr'ondëk-Klondike トロンデック-クロンダイク	文化	W		
33	ドイツ連邦共和国	The Jewish Cemetery Hamburg-Altona ハンブルク=アルトナのユダヤ人墓地	文化	W		

※凡例

【I】記載(Inscription), 【R】情報照会(Referral), 【D】記載延期(Deferral), 【N】不記載(Not to inscribe), 【OK】拡張承認(Approve an extension),  
【NA】不承認(拡張)(Not to Approve), 【W】取下げ(Withdraw)

## 第42回世界遺産委員会における推薦案件に係る審議結果概要等

種 別	第42回世界遺産委員会 における新規記載件数	世界遺産一覧表記載資産数 2018(平成30)年7月19日現在
文化遺産	13	845
複合遺産	3	38
自然遺産	3	209
<b>合 計</b>	<b>19</b>	<b>1,092</b>

	諮問機関勧告	世界遺産委員会決議
記 載 (Inscription)	12	19
情報照会 (Referral)	5	4
記載延期 (Deferral)	6	3
不記載 (Not to inscribe)	7	0
拡張承認 (Approve an	0	1
その他 (審議延期/審議中断)	1	1
<b>合 計</b>	<b>31</b>	<b>28</b>
取下げ <sup>†</sup> (Withdraw)	2	3

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」にかかる決議概要

(1) 記載の可否と評価基準

- 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を、評価基準(iii)に基づいて世界遺産一覧表に記載する。

	評価基準
iii	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、17 世紀から 19 世紀の 2 世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下で密かに信仰を伝えた潜伏キリシタンにより育まれた独特な宗教的伝統を物語る他に例を見ない証拠である。

(2) 追加的勧告

- 締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。
- a) 久賀島又は野崎島などにおける集落跡，教会跡，墓地跡などすでに廃絶したものの痕跡について，写真測量，航空測量又はこれらに類する技術を用いて，包括的な記録資料を作成すること。
  - b) 地元の活動団体又は個人が，市町・県・国からの経費補助を受けて保全活動ができることについて，よく周知すること。
  - c) 各構成資産の物理的・社会的状況に基づく制約を十分考慮した上で，「収容力 (carrying capacity)」及び望ましい観光の管理について検討すること。
  - d) 「世界文化遺産の遺産影響評価に関するガイダンス」(2011)に基づき，遺産内における新規の開発事業について影響評価を行うこと。

## Hidden Christian Sites in the Nagasaki Region 1495 (Japan)

Draft Decision: 42 COM 8B.22

The World Heritage Committee,

1. Having examined Documents WHC/18/42.COM/8B and WHC/18/42.COM/INF.8B1,
2. Inscribes the **Hidden Christian Sites in the Nagasaki Region, Japan**, on the World Heritage List on the basis of **criteria (iii)**;
3. Adopts the following Statement of Outstanding Universal Value:

### Brief synthesis

Located in the Nagasaki and Kumamoto prefectures in the northwestern part of Kyushu Island of the Japanese Archipelago, the 'Hidden Christian Sites in the Nagasaki Region' is a serial property comprising 12 component sites, made up of ten villages, one castle remains, and one cathedral dating from between the 17<sup>th</sup> and 19<sup>th</sup> centuries. They reflect the era of prohibition of Christian faith as well as the revitalization of Christian communities after the official lifting of the prohibition in 1873. Hidden Christians survived as communities that formed small villages sited along the seacoast or on remote islands to which Hidden Christians migrated during the ban on Christianity. Hidden Christians gave rise to a distinctive religious tradition that was seemingly vernacular yet which maintained the essence of Christianity, and they survived continuing their faith over the ensuing two centuries.

**Criterion (iii):** The Hidden Christian Sites in the Nagasaki Region bear unique testimony to a distinctive religious tradition nurtured by Hidden Christians who secretly transmitted their faith in Christianity during the time of prohibition spanning more than two centuries in Japan, from the 17<sup>th</sup> to the 19<sup>th</sup> century.

### Integrity

The 12 components not only include all of the elements necessary to express the Outstanding Universal Value of the property but are also of an adequate size and in a good state of conservation. Thorough and complete protection measures have been taken for each of the components in accordance with all relevant national laws and regulations – including the Law for the Protection of Cultural Properties. Within the buffer zones of the nominated property, appropriate protection is provided not only by the Law for the Protection of Cultural Properties but also by the Landscape Act and other relevant laws and regulations. Therefore, the property does not suffer from any adverse effects of development or neglect, and it has been effectively conserved together with its surrounding landscape.

### Authenticity

Each component of the property maintains a high degree of authenticity based on the attributes selected according

## 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産 1495 (日本)

決議案42COM 8 B. 22

世界遺産委員会は、

1. WHC/18/42.COM/8B と WHC/18/42.COM/INF.8B1を審議し、
2. **評価基準(iii)**に基づいて、**長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産**を世界遺産一覧表に記載し、
3. 以下のとおり顕著な普遍的価値の言明を採択し、

### 概要

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、日本列島の九州北西部に位置する長崎県及び熊本県に所在し、17世紀から19世紀に遡る10の集落、1つの城郭跡、1つの聖堂という12の構成資産から成るシリアル・プロパティである。これらはキリスト教禁教及び禁教が公式に解かれキリスト教信徒コミュニティが復活した時代を映している。これらは、禁教にも関わらず密かに信仰を継続した長崎と天草地方の「潜伏キリシタン」によって生まれた独特な文化的伝統の証である。潜伏キリシタンは、小さな集落を形成して生き残ったが、そうした集落は海岸沿い、又は禁教時代に移住先となった離島に形成された。潜伏キリシタンは、一見すると日本の在来宗教のように映るが、キリスト教のエッセンスを維持した独特な宗教的伝統を生み、その後2世紀にわたって信仰を維持し禁教を生き抜いた。

**評価基準(iii):** 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、17世紀から19世紀の2世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下で密かに信仰を伝えた潜伏キリシタンにより生まれた独特な宗教的伝統を物語る他に例を見ない証拠である。

### 完全性

12の構成資産は、本資産の顕著な普遍的価値を発揮するために必要な要素の全てを含んでいるだけでなく、適切な範囲であり、良好な保全状況にある。個々の構成資産について、文化財保護法などの関係法令に則って、十分な保護措置がとられている。推薦資産の緩衝地帯内では、文化財保護だけでなく、景観法やその他の関係法令によって適切な保護が図られている。従って、本資産は、開発や管理放棄による負の影響を受けておらず、周辺景観とともに効果的に保全されている。

### 真実性

本資産の個々の構成資産は、その特質に合わせて選択された属性(attribute)について、高い真実性を維持してい

to its nature. The villages possess a high degree of authenticity based on their attributes of 'form and design', 'use and function', 'traditions, techniques and management systems', 'location and setting', and 'spirit and feeling'. The component, 'Remains of Hara Castle', has lost its authenticity related to 'use and function', as it is an archaeological site, but it retains a high degree of authenticity in regard to the other attributes. Oura Cathedral and the Egami Church in Egami Village on Naru Island possess a high degree of authenticity in terms of 'materials and substance' in addition to the other attributes as they are architectural works.

#### Requirements for Protection and Management

The property and its buffer zones are properly conserved under various laws and regulations including the Law for the Protection of Cultural Properties. Furthermore, Nagasaki Prefecture, Kumamoto Prefecture and relevant municipalities have formulated a robust Comprehensive Preservation and Management Plan from the perspective of safeguarding the Outstanding Universal Value of the property as a whole. The framework for implementing this plan comprises a World Heritage Preservation and Utilisation Council which works in cooperation with the owners of the components and other stakeholders. The Council is operated for the appropriate protection, enhancement and utilisation of the nominated property. The Council receives guidance from, and consults with, experts comprising an academic committee (the Nagasaki World Heritage Academic Committee), as well as the Agency for Cultural Affairs, which is the principal agency in charge of protection of Japan's cultural properties.

#### 4. *Recommends that the State Party give consideration to the following:*

- a) Recording and archiving the fabric of abandoned villages, churches and cemeteries (such as those on Hisaka and Nozaki Islands) within the property using photogrammetry, Lidar and/or other similar techniques,
- b) Developing a communication strategy to inform local community groups and individual owners about the financial assistance which is available for conservation projects from local, prefectural and national government,
- c) Undertaking a study on the 'carrying capacity' and management of potential tourism at the components of the property, having particular regard to the physical and social circumstances constraints of each component,
- d) Assessing new developments within the property in accordance with the ICOMOS *Guidance on Heritage Impact Assessments for Cultural World Heritage Properties* (2011).

る。集落は、「形状、意匠」、「用途、機能」、「伝統、技能、管理体制」、「位置、セッティング」及び「精神、感性」の属性について高い真実性を有している。原城跡は考古遺跡であるため、「用途、機能」に関する真実性は失われているが、その他の属性に関しては高い真実性を維持している。建築作品である大浦天主堂及び奈留島の江上集落の江上天主堂は、その他の属性に加えて「材料、材質」についても高い真実性を有している。

#### 保護及び管理のための要件

本資産及びその緩衝地帯は、文化財保護法その他の様々な法令のもとに適切に保全されている。さらに、長崎県、熊本県及び関係市町により、資産の顕著な普遍的価値を総体として保護する観点から、しっかりとした包括的保存管理計画が策定されている。当該計画を実施するための枠組みとして、構成資産の所有者又はその他の関係者と協力して運営される世界遺産保存活用協議会が、推薦資産の適切な保護、整備、活用のために設置されている。協議会は、日本の文化財保護を所管する主務官庁である文化庁及び学術委員会（長崎世界遺産学術委員会）を含む専門家の指導、助言を受ける。

#### 4. 締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。

- a) 久賀島又は野崎島などにおける集落跡、教会跡、墓地跡などすでに廃絶したものの痕跡について、写真測量又は航空測量もしくはこれらに類する技術を用いて、包括的な記録資料を作成すること。
- b) 地元の活動団体又は個人が、市町・県・国からの経費補助を受けて保全活動ができることについて、よく周知すること。
- c) 各構成資産の物理的・社会的状況に基づく制約を十分考慮した上で、「収容力（carrying capacity）」及び望ましい観光の管理について検討すること。
- d) 『世界文化遺産の遺産影響評価に関するガイダンス』（2011）に基づき、遺産内における新規の開発事業について影響評価を行うこと。

# 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

(参考5)

本資産は、16世紀にキリスト教が大航海時代を背景に極東の国日本へ伝来し、その後の江戸幕府による禁教政策の中で「潜伏キリシタン」が密かにキリスト教への信仰を継続し、長崎と天草地方の各地において厳しい生活条件の下に、既存の社会・宗教と共生しつつ、独特の文化的伝統を育んだことを物語る貴重な証拠である。

潜伏キリシタンの文化的伝統が形成される契機となる出来事が考古学的に明らかにされている原城跡、潜伏キリシタンが密かに信仰を維持するために様々な形態で他の宗教と共生を行った集落(平戸の聖地と集落・天草の崎津集落・外海の出津集落・外海の大野集落)、信仰組織を維持するために移住を行った離島部の集落(黒島の集落・野崎島の集落跡・頭ヶ島の集落・久賀島の集落・奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺))、潜伏キリシタンの伝統が終焉を迎える契機となった出来事が起こり、各地の潜伏キリシタン集落と関わった大浦天主堂から構成される。

## 【構成資産】

- 1 原城跡 (長崎県南島原市)
- 2 平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)  
(長崎県平戸市)
- 3 平戸の聖地と集落(中江ノ島) (同上)
- 4 天草の崎津集落 (熊本県天草市)
- 5 外海の出津集落 (長崎県長崎市)
- 6 外海の大野集落 (同上)
- 7 黒島の集落 (長崎県佐世保市)
- 8 野崎島の集落跡 (長崎県北松浦郡小値賀町)
- 9 頭ヶ島の集落 (長崎県南松浦郡新上五島町)
- 10 久賀島の集落 (長崎県五島市)
- 11 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)  
(同上)
- 12 大浦天主堂 (長崎県長崎市)



構成資産位置図

## 【関係年表】

平成19年1月	暫定一覧表に記載
平成27年1月	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として推薦書提出
同年9月26日～10月4日	イコモス現地調査
平成28年2月	推薦取下げ
平成29年2月	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として推薦書提出
同年9月4日～14日	イコモス現地調査
平成30年5月4日	イコモス勧告
同年6月30日	世界遺産一覧表に記載



原城跡



天草の崎津集落



大浦天主堂